

平成22年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：平成22年6月8日（火）14:00～16:00

場所：県庁新館大会議室（14階）

1 開 会

2 議 事

「新おおいた子ども・子育て応援プラン」の推進について

(1) 「新おおいた子ども・子育て応援プラン」について

(2) 意見交換

3 閉 会

<配布資料>

資料1 「新おおいた子ども子育て応援プラン」概要

資料2 「大分県特定事業主行動計画」（基本計画）及び大分県庁子育てパパサポートプラン

資料3 次世代育成支援対策関連事業（平成22年度当初予算）

資料4 「総合的な満足度指標」別次世代育成支援対策関連事業

資料5 「新おおいた子ども子育て応援プラン」推進に向けた意見・提言シート

「新おおいた子ども・子育て応援プラン」進行管理

	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
進行管理行程	○総合的な満足度指標 ○数値目標									進捗状況 公表				
	○関連施策検討	関連施策 集約	—— 施策の実施状況、課題の把握・検討等 ——→											
				県民会議 意見反映			県民会議 意見反映					県民会議 意見反映		
		—— 県政推進指針検討作業 ——→									公表			
		—— 23年度予算編成作業 ——→										要求状況 公表	(県議会) 当初予算	
大分県議会										(12月上旬) 常任委員会 への報告				
おおいた子ども・子育て 応援県民会議		4/27 公募委員 選任		1回目(6/8) プラン推進 について			2回目 (9月上旬) プラン推進 について					3回目 (2月中旬) 施策等への 反映状況等		
大分県次世代 育成支援対策 推進会議	推進会議		5/20 第1回								1月中旬 第2回			
	連絡会議	4/17 第1回	5/10 第2回				9月上旬 第3回			12月上旬 第4回				
	ワーキング		5月下旬	——→										

おおいた子ども・子育て応援県民会議設置要綱

(設置)

第1条 次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を定めた「大分県次世代育成支援行動計画（以下「県行動計画」という。）の着実な推進に向け、次世代育成支援対策を全県的な広がりの中で展開するため、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県行動計画に基づく施策の効果的な推進及び進行管理に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の全県的な広がりのある取組の推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、40人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、県内の各種団体の役員、学識経験者、公募に応じた者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、公募により選任された委員（以下「公募委員」という。）の任期は1年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 県民会議に、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会には部会長を置き、会長が指名する。

(事務局)

第7条 県民会議の事務局は、福祉保健部こども子育て支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 おおいた子ども育成県民会議設置要綱(平成13年6月5日制定)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年度おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	団体・機関・所属名等
赤坂 睦美	公募委員 *新任
飯田 法子	大分県臨床心理士会
伊東 眞美	日本労働組合総連合会大分県連合会 *新任
○ 宇根谷 孝子	立命館アジア太平洋大学
衛藤 祐治	大分県児童養護施設協議会
大森 洋一	大分県中小企業団体中央会 *新任
小野 孝子	大分県小中学校長会協議会
斉藤 由美子	公募委員 *新任
佐藤 新太郎	公募委員 *新任
佐藤 康成	大分市おやじネットワーク
仙波 美鈴	大分県経営者協会
武田 寛	大分県商工会議所連合会
土谷 修	大分県保育連合会
土居 孝信	大分県私立幼稚園連合会 *新任
藤内 和子	大分県高等学校長協会
橋本 順子	社会保険労務士
日高 スミエ	大分県PTA連合会 *新任
広瀬 通隆	大分県社会福祉協議会
藤本 保	大分県医師会
椋野 美智子	大分大学
◎ 山岸 治男	大分大学
吉弘 貞子	大分県商工会連合会
渡部 恵美子	公募委員 *新任
渡部 さおり	大分合同新聞社
渡邊 麻里子	大分県民生委員児童委員協議会

計25名(敬称略・50音順)

大分県次世代育成支援対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 少子化の急速な進行に対応して、県が取り組むべき次世代育成支援対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 次世代育成支援対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 二 次世代育成支援対策に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 次世代育成支援対策に関する調査・研究に関すること。
- 四 その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

(連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、協議しようとする内容に係る福祉保健部こども子育て支援課少子化対策班兼務・併任主幹及び関係課室の職員等をもって構成する。
- 3 連絡会議は、福祉保健部こども子育て支援課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部こども子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、病院局長、教育長、警察本部長

大分県次世代育成支援対策推進会議
大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議

委員名簿
構成員名簿

大分県次世代育成支援対策推進会議		大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議	
会 長	副知事	議 長	こども子育て支援課長
委 員	総務部長		行政企画課総務企画監
〃	企画振興部長		政策企画課総務企画監
〃	福祉保健部長		福祉保健企画課総務企画監
〃	生活環境部長		生活環境企画課総務企画監
〃	商工労働部長		商工労働企画課総務企画監
〃	農林水産部長		農林水産企画課総務調整監
〃	土木建築部長		土木建築企画課総務調整監
〃	病院局長		病院局病院局長室経営管理監
〃	教育長		教育庁教育改革・企画課総務企画監
〃	警察本部長		警察本部警務部警務課組織管理監

(平成 22 年 4 月 1 日現在)